

和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」 運營業務委託仕様書

1 委託業務の名称

和歌山県新総合計画策定に係る「2040年の和歌山を語る会（熟議）」運營業務

2 業務の目的

県では、令和6年4月から、2040年頃を展望しためざすべき将来の姿と、その実現のための県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を明らかにするため、新たな和歌山県総合計画の策定に取り組んでいる。

計画策定に当たり、県民の共感・納得感が得られる内容とするため、策定段階から県内各地域（振興局別）単位で、無作為抽出された県民と意見交換を行う「2040年の和歌山を語る会（熟議）」（以下、「熟議」という。）を開催する。

本業務では、住民基本台帳から無作為抽出された県民への参加案内を始め、応募者への当日までのサポート、熟議の運営等の企画提案および参加者同士の議論を円滑かつ活発に展開できるコーディネーターを選定・配置することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 熟議の概要

(1) 概要

「2040年に実現したい和歌山県の将来像（ビジョン）」をテーマに、各地域（和歌山市（北部・南部）＋各振興局）単位で、無作為抽出された県民が一堂に会し、自由に議論

(2) 開催時期

2024年（令和6年）10月～12月

(3) 参加者（1会場あたり）

各地域の住民から無作為抽出された18歳以上75歳未満の県民30名程度

(4) 開催日程・場所（予定）

日程	地域	会場
10月13日（日）	那賀	那賀振興局 大会議室
10月14日（月・祝）	和歌山市（北部）	調整中
11月9日（土）	伊都	伊都振興局 大会議室
11月10日（日）	日高	御坊保健所 別館 大会議室
11月16日（土）	和歌山市（南部）	海草振興局建設部 会議室
12月1日（日）	海草（和歌山市除く）	海南市海南保健福祉センター 多目的ホール
12月7日（土）	西牟婁	西牟婁振興局 大会議室
12月8日（日）	東牟婁	東牟婁振興局 大会議室
12月14日（土）	有田	有田振興局 大会議室

5 業務委託内容

(1) 参加者募集

① 参加案内状の送付

県から提供する宛先が印字されたラベルシートの封筒への貼付け、案内状の印刷、封入（封筒購入代・往信費含む）、発送を行うこと。

案内状の内容については、本県と事前に協議の上、決定すること。

対象者：各市町村単位で無作為抽出された 18 歳以上 75 歳未満の県民

発送数：9,000 通*

*1 会場の参加者を 30 名で、地域ごとの応募率を 3%と想定した

場合、各地域で 1,000 通を送付し、県内で全 9 地域分を送付

発送時期：令和 6 年 7 月末

その他：案内状の送付対象者情報について、県から提供する宛先が印字されたラベルシートの情報を基に、Excel ファイルにデータ入力の上、送付者リストとして整理し、本県に提出すること。

② 参加登録方法の設定・参加申込受付・問い合わせ対応

幅広い属性の参加希望者が申し込みをしやすい登録方法を設定し、送付対象者からの申込受付および問い合わせ対応を行うこと。

なお、申し込み時には、送付者リストと突合しつつ、参加申込者から少なくとも以下の情報を確認すること。

【確認すべき情報】

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 性別
- ・ 連絡先（電話番号・メールアドレス）
- ・ 配慮すべきことの有無 例：車椅子対応、手話通訳、要約筆記など
- ・ 来場方法（自家用車の有無）
- ・ 同伴者の有無

③ 参加者の選定

各会場の参加希望者が予定人数（30 名程度）を上回った場合、公平性を担保したうえで、年齢層・性別・地域等を考慮し、バランスが取れた選定を行うこと。また、参加者確定後に、参加者情報を Excel ファイルにデータ入力の上、参加者リストとして、本県へ提出すること。

④ 参加者への説明資料の事前共有

熟議当日に使用する本県作成の説明資料について、参加者が当日までの間に余裕を持って確認できるよう、事前に参加者へ共有すること。

(2) 熟議の運営

① タイムスケジュール・会場レイアウト・議論の進め方の企画提案

熟議への参加にあたり、参加者一人一人が負担なく、自由に発言できるような当日のタイムスケジュール、会場レイアウトや参加者との議論の進め

方について企画提案すること。ただし、コーディネーター業務以外の会場運営（熟議開催前の会場の予約調整、会場使用料の支払い、当日の司会・駐車場案内等）については、県で行うため本業務には含まない。

② コーディネーターの選定・配置

同様の業務における実務経験等があり、参加者の発言機会を確保しつつ、議論を活発化し、熟議の目的を達成できうるコーディネーターを選定し、参加人数や運営方法を考慮した上で、各会場へ1人以上適正に配置すること。

当該業務に係るコーディネーター本人への謝礼・旅費の支払い事務を行うこと。

最終的なコーディネーターの選定・調整・配置については、県と事前に協議のうえ、決定することとし、熟議当日が円滑かつ効果的に運営できるよう事前に県と綿密な協議を行うこと。

6 スケジュール（予定）

想定スケジュールを以下に示すが、詳細は、本県と協議の上、決定すること。

時期	内容
6月中旬～7月中旬	各市町村単位での無作為抽出 [本県実施；本業務対象外]
7月末	対象者への参加案内状の送付
8月	参加者募集受付期間（8月末〆切）
9月	参加者の選定・説明資料の事前共有
10月～12月	熟議実施

7 委託者との協議及び報告に関する事項

- (1) 受託者は、実施に向けて、委託者と定期的に打ち合わせの場を持ち報告・協議をしながら進めること。その際、連絡調整の窓口となる業務責任者を1名配置すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、受託者は委託者と協議すること。
- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

8 提出物

委託業務に係る提出物は以下のとおりとし、電子データで提出すること。

(1) 委託業務の実施体制が分かる資料

業務責任者や各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。

- (2) 実績報告書
委託業務終了後、まとめて提出すること。
- (3) その他委託業務の実施に当たり本県が必要と認めるもの。

9 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主体的部分を再委託することは出来ない。
なお、「主体的部分」とは、受託業務における「総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」を指す。
- (2) 本業務の実施にあたり、上記の場合に限り、再委託が必要となる場合は、事前に本県の承認を得ること。
- (3) 業務の履行に係る再委託先等の行為について、受託者は県に対して全ての責任を負うこと。

10 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに本県から提供された資料等を返還すること。

1.1 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 10 月 5 日条例第 38 号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

1.2 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、本県に帰属する。ただし、協議により、本県が認めた場合はこの限りではない。

1.3 支払方法

業務委託完了確認後、一括払いとする。

1.4 その他

- (1) 本県は業務期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 業務の実施にあたって必要な経費は、全て本業務委託の費用に含めることとし、別途経費を精算することはしないものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に本県と協議し、その指示に従うこと。